

(別紙)

定期監査の監査結果に基づく措置の内容

部等	課名 (団体名)	実施 年度	指摘等 区 分	指摘事項等	措置 状況	措置の内容
保健所	企画総務課	R -7	指摘事項	盛岡市保健所非常用照明取替修繕において、盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾のうえ見積する旨を記載すべきところを、入札する旨の記載となっている無効となる見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、見積書における「盛岡市随意契約見積参加者心得を承諾のうえ見積する」旨を記載する欄の、記載の有無のみを確認し、「見積」「入札」の文言の違いの確認が漏れていたことによるものである。 当該事務誤りの内容については、各係ミーティング等の中で情報を共有し、適切な事務手続きの確認を行った。 今後は、契約事務マニュアルやチェック表を活用し、提出書類の有効性の確認をすることを徹底し、再発防止に努める。
保健所	健康増進課	R -7	指摘事項	公用車による市外用務地への訪問に当たり、日帰り旅行命令簿の作成及び日当の支給がされていなかったことより、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、課内での旅費条例及び規則の理解不足と支給要件の誤認によるものである。 指摘のあった紫波町への訪問については、令和8年3月に日当を支給するとともに、課内研修を行い、市外用務地への旅行命令に関する取扱いについて周知した。 今後は、適正な旅行命令の取扱いについて、5月にも再度課内研修を実施し、所属長による事前の日帰り旅行命令簿の決裁を徹底するとともに、庶務担当者も毎月公用車の運行記録簿を点検し、日当支給対象者の有無を確認することにより、再発防止に努める。

保健所	健康増進課	R -7	指摘事項	自殺予防を見据えたSNS相談の地域版ゲートシステム(試行版)を活用したリスティング広告掲載事業業務委託において、仕様書において成果品に広告へのアクセス件数(総数、男女別、世代別、曜日及び時間帯等の詳細を含む)の記載を求めているが、「曜日」及び「時間帯」が成果品に記載されていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、「曜日及び時間帯等」という表記について、例示として捉えており必須の内容と捉えていなかったという誤認であり、担当職員が業務委託仕様書の内容を正しく把握していなかったこと及び組織内の認識の統一がなされていなかったことによるものである。 成果品に記載されていなかった項目については、受注者に連絡し、データで提出を受けた。 当該事業は、令和7年度で終了となるものだが、今後類似の業務を行う際には、仕様書の内容を精査するとともに、毎年度継続的に行う契約においても、仕様書の内容が適切かについて、複数人による確認を徹底し、再発防止に努める。
保健所	指導予防課	R -7	指摘事項	令和6年度結核登録者精密検査及び接触者健康診断業務委託の単価契約の締結に当たり、正当な専決者からの決裁を得ていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、前例踏襲による事務処理と単価契約の契約事務に対する認識不足である。 当該業務委託は競争に適さないため、速やかに契約検査課に「契約の締結事務を部長等の共通専決事項とする単価契約」の指定に係る協議を行い、令和8年2月2日付け財政部長通知において、新規指定を受けた。また、今回の監査結果を課内全員に共有し、適正な事務処理について指導を徹底した。 今後は、契約の執行の仕方に疑義がある場合には、担当課の判断だけではなく、契約検査課にも見解を求め、考え方を整理した上で執行し、再発防止に努める。
子ども未来部	子ども青少年課	R -7	指摘事項	1 青山児童センター児童用トイレ暖房交換修繕において、あて名に誤りのある無効とすべき見積書を有効として取り扱っていたため、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、見積合せ時に見積書の内容確認が不十分だったことによるものである。 今後は、服務ミーティングや課内会議の中で見積書の記載事項の確認について引き続き周知徹底を図るとともに、決裁経由者の確認を徹底し、再発防止に努める。

子ども未来部	母子健康課	R-7	指摘事項	公用車による市外用務地への訪問に当たり、日帰り旅行命令簿の作成及び日当の支給がされていなかったことから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、専決者が部長である課長分の日帰り旅行命令簿の作成の失念と、月次処理の際の確認不足によるものである。 未支給だった日当については、令和8年4月に追給手続きを行い、5月に支給済みである。また、令和8年4月7日に課内ミーティングを行い、日当支給の対象となる地域の再確認を行った。 今後は、月次処理の際に庶務担当者が公用車運行記録簿と日帰り旅行命令簿の照合を行い、再発防止に努める。
交流推進部	スポーツ推進課	R-7	指摘事項	公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金の交付に当たり、証拠書類に基づく事業実績の確認が不十分であることから、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、公益財団法人盛岡市スポーツ協会事業費補助金交付要領で定める証拠書類として「領収書等、証憑書類の写し」と定めているが、「領収書等、証憑書類の写し」に「総勘定元帳」が該当するものと誤認していたことによるものである。 交付対象団体に対し監査結果を報告し、令和8年度以降は領収書等の原始証憑の提出を求めることとした。 今後は、補助金交付要領に基づき、事業完了確認に必要な書類の提出を求め、事業完了確認を行い、再発防止に努める。
交流推進部	スポーツ推進課	R-7	指摘事項	アイスリンク冷凍機圧縮機修繕において、修繕写真と一緒に提出された、「圧縮機分解点検記録」及び「圧縮機交換整備報告書」が受注者以外の事業者名で作成され、完了検査を行っていたので、適正な事務の執行を求める。	措置済	原因は、受注者がやむを得ず業務の一部を第三者に委任する際に、約定に基づき発注者の承諾を得る手続きを怠っていたこと及び受注者が提出した第三者による報告書の細部の内容の確認を発注者が怠っていたことによるものである。 今後は、受注者に対し、やむを得ず第三者に委任する場合は、事前に承諾を得るように説明及び指導するとともに、発注者の正担当及び副担当による提出書類の二重チェックを徹底し、細部まで確認することにより再発防止に努める。

(備考)

1 措置状況欄は、「措置済」、「未措置」の区分により記入してください。

2 措置に関する方法等が未定の場合であっても、措置の内容欄に、検討状況の具体的内容(現状、方向性、見通し、見解等)を記入してください。